

第 5 回までの主なご意見

【基本的な考え方について】

- ・ 助成対象とする障害の程度について、精神障害者保健福祉手帳の等級で判断することは妥当。
- ・ 34 市町村あるが、どの自治体もできるような制度にしていきたい。

【助成対象とする障害の程度についてのご意見】

- ・ 身体障害や知的障害のある方とのバランスを考慮して、1 級までを対象とすることが妥当ではないか。
- ・ 現行制度（既存事業）の対象者との均衡を考慮すべきではないか、将来に向けた持続性についても考えなければならないと思う。
- ・ 精神障害の方についても、他の障害種別の障害者手帳を重複して所持している場合は対象とするよう検討してほしい。
- ・ 2 級となると幅が広いため、どこまで対象とするか要検討。一定の要件が必要ではないか。
- ・ 他障害とのバランスを考えると 1 級が妥当だとは思いますが、2 級の方に部分的な助成ができないか。
- ・ 精神障害のある方は不安定さを抱えながら生活している。2 級・3 級も検討してほしい。

【助成対象とする医療の範囲についてのご意見】

- ・ 現行制度（全ての疾病について入院・通院ともに対象）に合わせることが良いと思う。
- ・ 現行制度に合わせるが良いと思うが、障害の程度の範囲にもよると思うので入院・通院別といった試算をお願いしたい。
- ・ 精神科以外の医療は必要なのかと思うが、身体障害や知的障害のある方の状況も考慮して検討したい。

【その他の制度設計についてのご意見】

- ・ 精神障害に特化した医療費助成制度を創設した場合、システムの大幅な改修や事務が繁雑となることに伴う準備により、開始時期が遅れることが想定される。
- ・ 国費による他公費制度（自立支援医療制度など）の対象となる場合は、これが優先適用される仕組みとしてほしい。

【とりまとめ】

- ・ 制度改正案の作成にあたり、精神障害のある方は、症状に波があり固定しない点が当事者や家族にとって苦慮されている点であるため、こういった点を踏まえて検討をしてほしい。

【素案に対するご意見】

- ・ 通院部分については、経済的に余裕がある方から自己負担をいた
だいてでも2級まで広げることができないか。
- ・ 3年後の見直しについてはどのように持続可能な制度としていくことが大事であり、本当に支援が必要な方に行き渡るように現行の身体障害や知的障害も含めて議論をしていく必要がある。
- ・ 3年後の見直しに向けて、1年ごとに整理して改善点を積み重ねていくプロセスが必要かと思う。

重度心身障害児・者医療費助成制度（改正案）について

1 制度の概要

(1)対象とする 障害の程度	精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」という。）を所持する次の①から③のいずれかに該当する者を対象とする。 ①手帳の等級が1級である者 ②手帳の等級が2級かつ18歳未満の者であり、身体障害者手帳の3級または4級あるいは療育手帳のB1（中度）を所持している者 ③手帳の等級が2級または3級の者であり、直近の更新前の手帳の等級が1級であった者	
(2)対象とする 医療の範囲	入院・通院にかかる全医療費（入院時の食事療養費は除く）	※現行制度と同じ
(3)所得制限	65歳以上で新たに対象となった者のうち、市町村 住民税課税世帯の者は対象外	※現行制度と同じ
(4)自己負担	なし	※現行制度と同じ
(5)助成の方法	現物給付を原則（例外的な場合は償還払い）	※現行制度と同じ
(6)有効期間	手帳の有効期限に合わせる（最大2年）	※現行制度は 最大5年

2 制度導入の時期

令和9年4月から全市町村において開始することを目指す

3 その他

- 自立支援医療費など他の公費負担制度が優先して適用されるような措置を講ずることとする
- 制度開始後3年を目途として、医療費助成制度の実施の状況等を勘案し、対象とする障害の程度の範囲を含めた検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

重度心身障害児・者医療費助成制度（改正案）の説明資料

1 対象とする障害の程度について

	理由
①手帳の等級が1級である者	<ul style="list-style-type: none"> 手帳の等級が1級である者については、身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A1及びA2と同様に、障害の程度が重度とされる。 現行の重度心身障害児・者医療費助成制度（以下、「現行制度」という。）は、重度の身体障害・知的障害のある方を対象としているため、重度の精神障害のある方についても対象とするもの。
②手帳の等級が2級かつ18歳未満の者であり、身体障害者手帳の3級または4級あるいは療育手帳のB1（中度）を所持している者	<ul style="list-style-type: none"> 手帳の等級が2級である者については、身体障害者手帳3級及び4級、療育手帳B1と同様に、障害の程度が中度とされる。 現行制度において、18歳未満かつ身体障害および知的障害がそれぞれ中度で併せ持つ者については、重複障害として対象としているため、18歳未満の中度の精神障害のある方で、中度の身体障害または中度の知的障害を併せ持つ方についても対象とするもの。
③手帳の等級が2級または3級の者であり、直近の更新前の手帳の等級が1級であった者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害および知的障害は永続的な障害であるが、精神障害は症状が固定するものではなく、比較的短期間に変化する特有の性質があり、手帳の有効期限は2年間とされ、期間延長には更新手続きが必要となっている。 このような精神障害のある方特有の性質を踏まえ、激変緩和（経過措置）として、<u>更新時に1級から2級または3級へ変更となった場合に、更新後の有効期限内（2年間）に限り対象とするもの。</u> <p>※激変緩和のイメージ</p>

2 制度導入の時期

<p>令和9年4月から全市町村において開始することを旨とする</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 現行制度において、精神障害のある方が対象となっていないことから、できるだけ早期に制度を改正し、開始することが適当。・ 一方で、精神障害のある方を対象に含めるにあたっては、市町村で運用しているシステムの改修を含めた準備が必要であり、多くの市町村においては令和9年3月まで準備期間を要する見込み。・ 円滑に制度を開始するためには、県内全市町村が足並みを揃えて開始することが望ましいため、令和9年4月からの開始を目指すもの。
------------------------------------	---

3 その他

<p>自立支援医療費など他の公費負担制度が優先して適用されるような措置を講ずることとする</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 重度心身障害児・者医療費助成制度は、地方単独助成制度であるため、他の公費負担制度が優先される。・ 一方で、使い勝手の良さから他の公費負担制度の適用を受けることなく利用される可能性があり、市町村の財政負担が増加するとの懸念があるところ。・ そのため、特に利用者が多いと見込まれる精神科の通院については、原則として公費負担制度（自立支援医療）の適用を受けた医療に限るものとする。
<p>制度開始後3年を目途として、医療費助成制度の実施の状況等を勘案し、対象とする障害の程度の範囲を含めた検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 今回の制度設計にあたっては、すでに対象となっている身体障害、知的障害の方との均衡を踏まえて検討を行ったが、検討の過程においては、重度の精神障害のある方以外にも支援を必要としている方がいるとの意見が出された。・ また、他の公費負担制度との適用関係や地方単独医療費助成事業にかかる国民健康保険の国庫負担の減額措置など、制度を持続していく上での財政的な課題も出された。・ そのため、本制度が将来的に持続可能で、支援が必要な方に行き渡る制度となるよう、開始から3年後を目途に、身体障害、知的障害を含めた制度全体の検討を行うこととし、それまでの間においては1年ごとに実施の状況等についての検証を行うものとする。（令和9年4月に開始した場合は、令和10年度および令和11年度に前年度分の検証、令和12年度中に全体の検討を行うことを想定）

高知県重度心身障害児・者医療費助成事業実施要項（改正案）

1 目的

この事業は、重度心身障害児・者の保健の向上及び福祉の増進を図るために、重度の障害のある方又はその保護者に対して医療費の一部を助成するものである。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

3 医療費助成対象者

(1) 障害児（1歳以上18歳未満の者）

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害を有する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において、重度知的障害（知能指数がおおむね35以下）と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年厚生省令第155号）に規定する1級に該当する精神障害を有する者

エ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級又は4級に該当する身体障害、上記児童相談所において、中度知的障害（知能指数がおおむね36以上50以下）と判定されている知的障害、若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に規定する2級に該当する精神障害のうち、いずれか2つ以上に当てはまる者

(2) 障害者（18歳以上の者）

ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害を有する者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者及び平成15年9月30日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において、重度知的障害（知能指数がおおむね35以下）と判定された者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者及び平成15年9月30日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級に該当する精神障害を有する者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する2級又は3級に該当する精神障害を有する者であって、直近の更新において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級から2級又は3級に変更となった者、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者

4 対象事業

助成対象事業は、市町村が次の（1）から（7）のいずれかに該当する医療費助成対象者に対して、重度心身障害者又はその保護者が現に加入している医療保険による医療費の一部を助成する事業とする。

(1) 当該市町村の区域内に住所を有する者（次のアからカに掲げる者を除く。）

ア 他の市町村から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による、介護

給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けている者

イ 他の市町村から身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項の規定に基づき障害者支援施設等への入所等の措置が採られている者

ウ 他の市町村から当該市町村の区域内に設置されている障害者総合支援法第5条第2.9項に規定されている福祉ホームに入居している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活援助にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により、他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者

カ 高知県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者である者で、他の市町村から当該市町村へ国民健康保険法第116条の2に掲げる入院、入所又は入居を理由に住所を変更したと認められる者

(2) 当該市町村から障害者総合支援法第29条又は第30条の規定による、介護給付費等の支給を受けている者

(3) 当該市町村から身体障害者福祉法第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項の規定に基づき、障害者支援施設等への入所等の措置が採られている者

(4) 当該市町村から他の市町村の区域内に設置されている障害者総合支援法第5条第2.9項に規定されている福祉ホームに入居している者

(5) 当該市町村長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活援助にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者

(6) 国民健康保険法第116条の2の規定により、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者である者

(7) 高知県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者である者で、当該市町村から他の市町村へ国民健康保険法第116条の2に掲げる入院、入所又は入居を理由に住所を変更したと認められる者

5 交付額の負担区分

「4」に定める対象事業の負担区分は、県及び市町村がそれぞれ1/2ずつとする。

6 助成の額

助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担すべき額とする。

7 助成の方法

医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払う（現物給付）ことによって行う。

ただし、高知県以外の保険医療機関等で、医療を受ける場合は、療養費払いとする。

8 助成の期間

助成の期間は、受給資格の要件を満たすこととなった日の属する月の初日から、受給資格の要件を欠くに至った日の属する月の末日までとする。

9 他の法令との関連

この要項による助成対象者が、児童福祉法、母子保健法（昭和40年法律第141号）、障害者総合支援法、その他法令等によって、国又は地方公共団体の負担において医療の給付が行われる場合は、当該給付額の限度において助成額の全部又は一部を支給しない。

10 用語の定義

(1) この要項において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で重度心身障害者を現に

監護する者をいう。

(2) この要項において「医療保険」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
- イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- オ 国民健康保険法
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(3) この要項において「保険給付」とは、次に掲げるものをいう。

医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費

(4) この要項において「市町村民税非課税世帯の者」とは、医療費の助成を受けようとする日の属する年度（助成を受けようとする日の属する月が4月から6月までの場合にあっては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税がその属する全ての世帯員について課されない者をいう。

附 則

この要項は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成6年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成7年7月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年2月21日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から適用する。

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県重度心身障害児・者医療費助成事業実施要項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療費助成対象者</p> <p>(1) 障害児（1歳以上18歳未満の者）</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害を有する者</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において、重度知的障害（知能指数がおおむね35以下）と判定された者</p> <p><u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年厚生省令第155号）に規定する1級に該当する精神障害を有する者</u></p> <p><u>エ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級又は4級に該当する身体障害、上記児童相談所において、中度知的障害（知能指数がおおむね36以上50以下）と判定されている知的障害、若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に規定する2級に該当する精神障害のうち、いずれか2つ以上に当てはまる者</u></p> <p>(2) 障害者（18歳以上の者）</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害を有する者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者及び平成15年9月30日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者</p> <p>イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において、重度知的障害（知能指数がおおむね35以下）と判定された者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者及び平成15年9月30日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者</p>	<p style="text-align: center;">高知県重度心身障害児・者医療費助成事業実施要項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療費助成対象者</p> <p>(1) 障害児（1歳以上18歳未満の者）</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害を有する者</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において、重度知的障害（知能指数がおおむね35以下）と判定された者</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級又は4級に該当する身体障害を有し、かつ、上記児童相談所において、中度知的障害（知能指数がおおむね36以上50以下）と判定された者</p> <p>(2) 障害者（18歳以上の者）</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害を有する者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者及び平成15年9月30日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者</p> <p>イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において、重度知的障害（知能指数がおおむね35以下）と判定された者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者及び平成15年9月30日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者</p>

<p><u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級に該当する精神障害を有する者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者</u></p> <p><u>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する2級又は3級に該当する精神障害を有する者であって、直近の更新において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級から2級又は3級に変更となった者、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>4～10 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、令和 年 月 日から適用する。</u></p>	<p>4～10 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>(新設)</p>

重度心身障害児・者医療費公費負担事業事務取扱要領（改正案）

第1 本事業の運用及び事務処理について

1 重度心身障害児・者

（1）重度心身障害児・者の範囲は、高知県重度心身障害児・者医療費助成事業実施要項（以下、「医療費助成事業実施要綱」という。）に規定する医療費助成対象者とし、これらの障害の判定は、次のものによること。

したがって、4に規定する障害の程度を示すものについて次のものを添付させること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳

イ 昭和48年9月28日付け厚生省発第156号通知による療育手帳

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所の発行する判定書

オ 18歳未満の者については、特別児童扶養手当の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第5条第1項の認定を受けたことがわかるもの

（2）「（1）」の書面のうちイの療育手帳及びオの特別児童扶養手当の認定を受けたことがわかるものによる判定については、次の点に留意すること。

ア 療育手帳の場合、総合判定欄に「A₁」、「A₂」及び「B₁」、「B₂」の表示をしているが、「A₁」は最重度（知能指数がおおむね20以下又は身体障害者手帳1～2級の者で知能指数がおおむね35以下）、「A₂」は重度（知能指数がおおむね21以上35以下又は身体障害者手帳1～3級の者で知能指数がおおむね50以下）、「B₁」は中度（知能指数がおおむね36以上50以下又は身体障害者手帳1～4級の者で知能指数がおおむね75以下）、「B₂」は知能指数がおおむね51以上75以下の知的障害者を示すものである。

18歳未満の知的障害児にあつては、「A₁」又は「A₂」の判定のある児童はすべてこの制度の対象者となるが、18歳以上の者については、「A₂」の判定のある者については重複障害の者が含まれる場合もあるので、知的障害者更生相談所に照会すること。

イ 特別児童扶養手当の場合、1級対象障害児と認定されている児童については、この制度の障害程度に該当するとして取り扱って差し支えないが、一部対象とならない児童もあるので留意すること。[例えば、身体障害者手帳対象外の内部機能障害（血液疾患等）]

2 保護者

「保護者」とは、民法（明治29年法律第89号）第818条（親権者）、同法第819条、同法第833条、同法第867条の規定による親権者、同法第839条の規定による後見人及び他の法律（児童福祉法等）に定められた保護者であること。また、「監護する者」とは、民法第820条に定められている親権を行う者の子の監護義務者であること。

さらに、「監護」とは、児童の生活について通常必要とされている監護、保護であること。

3 助成対象者

この制度による助成対象者は、重度心身障害児・者又はその保護者であつて、次の要件を満たしている者であること。

（1）重度心身障害児・者が市（町村）の区域内に住所を有していることとし、取り扱いについては次のア～カに留意すること。

ア 重度心身障害児がその市町村の区域内に住所を有しておれば保護者が他の市町村に住所を有していても、保護者が重度心身障害児を現に監護していると認められれば助成の対象となること。

イ 重度心身障害者が重度心身障害者の居住市町村以外の市町村国保に加入している場合は、重度心身障害者の国保加入市町村において助成の対象者として取り扱うこと。

ウ 障害者支援施設入所者（グループホーム・福祉ホーム）については、施設支援の援護の実施者（受給者証を交付している市町村）において、助成の対象者として取り扱うこと。

エ 医療機関に入院している者については、入院する前に居住していた市町村（入院前に障害者支援施設等に入所していた者は、施設支援の援護の実施者）において、助成対象者として取り扱うこと。その他の取扱いについては、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下、「国保法」という。）第116条の2の取扱いに準ずること。

オ 後期高齢医療に加入している者で、国保法第116条の2の住所地特例対象施設に入院、入所又は入居（以下入院等）している者については、入院する前の市町村において、助成対象者として取り扱うこと。その他の取扱いについては、国保法第116条の2の取扱いに準ずること。

カ 「市（町村）の区域内に住所を有する」とは、住民基本台帳法により記

載されている者であること。

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けていない者であること。

(3) 医療費助成事業実施要綱6において、助成する額が保険給付を受けるべき者が負担すべき額となっているため、社会保険各法の規定による被保険者(又は組合員)又は被扶養者でなければならないこと。

(4) 65歳以上の重度心身障害者で、平成15年10月1日以後に助成資格の認定を受けようとする者は、助成を受ける日の属する年度(4月1日から6月30日までの間に当該認定を受けようとする場合にあっては、前年度)分の市町村民税非課税世帯に属する者であること。

4 受給資格の認定

医療費の助成を受けようとする者は、障害(高齢障害)医療費受給者資格認定(変更・更新)申請書に障害の程度を示すもの、被保険者証又は組合員証、65歳以上の重度心身障害者で、平成15年10月1日以後に助成資格の認定を受けようとする者は、助成を受ける日の属する年度(4月1日から6月30日までの間に当該認定を受けようとする場合にあっては、前年度)分の市町村民税の状況を証するものを添付して市町村長に提出し、市町村長は内容を確認、審査し、認定することになっているが、取り扱いについては次に留意すること。

(1) 申請書は、乳幼児と共通に使用する様式となっているが、重度心身障害児・者の場合には、摘要の欄に障害の種別、その程度、手帳の番号等を申請の際に適宜記入させること。

障害区分	身体障害、知的障害、 <u>精神障害</u>
身体障害者手帳	○級、第○号(昭和○年○月○日交付)
療育手帳	A ₁ ・A ₂ ・B ₁ ・B ₂ 、第○号(昭和○年○月○日交付)
<u>精神障害者手帳</u>	<u>○級、第○号(昭和○年○月○日交付)</u>

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び特別児童扶養手当の認定を受けたことがわかるものは、確認後は申請者に返却すること。

(3) 9に掲げる他に法令等による給付を受けている場合は、その名称を申請の際に適宜記入させること。

(4) 県内の他の市町村において、この制度の対象者であった者が転入後受給資格認定申請を行う場合は、前市町村において発行された5に規定する受

給資格認定通知書等によることができるものとする。

(5) 添付する書類について、市町村において確認できるものについてはこれを省略することができるものとする。

5 受給者証の交付等

受給資格が認定された者に対しては、受給資格認定通知書、障害医療費受給者証又は高齢障害医療費受給者証及び療養費助成申請書を交付することとしているが、次のことに留意すること。

(1) 国保・国保組合・後期高齢者医療以外の医療保険加入の受給権者が受診する場合は福祉医療費請求書を交付すること。

(2) 受給資格認定通知書は、保護者等への受給資格認定の通知及び助成事業内容を周知させるものであること。

(3) 受給者証は、保険医療機関等での受診時に掲示するものであること。
また、9に掲げる他に法令等による給付を受けている場合は、当該給付にかかる受給者証等と併せて提示するよう指導すること。

(4) 福祉医療費請求書は、国保・国保組合・後期高齢者医療以外の医療保険加入者に交付し、次のように取り扱うこと。

ア この請求書は、一度に6枚を限度に交付できるものとする。ただし、歯科提出分には（ウに記載のとおり）市町村長の記入項目が多いことから、歯科診療時に申請者から連絡を受けてから交付すること。

イ（交付時に交付する医科受診用の）この請求書に、市町村長及び保険医療機関が記入すべき項目は次のとおりとする。

- ① 市町村長が記入すべき項目
請求先（市町村長）、公費負担番号及び乳幼児45・障害46の区別
- ② 医科の保険医療機関が記入すべき項目
医療機関コード、請求年月日、医療機関所在地、名称及び開設者氏名、印、診療月、受給者番号、受給者氏名、保険者番号、被保険者証記号番号、性別、入院、外来別の実日数及び点数または金額（ただし、血友病及び人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全による高額療養費該当者分については、定額・定率による徴収方法にかかわらず金額。）
なお、受給者が被用者保険本人の場合には、請求書の備考欄右側の余

白に、本人と表示するとともに、血友病及び人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全による高額療養費該当者については、長と表示するものとする。

ウ（連絡があってから交付する歯科受診用の）この請求書においては、市町村長がイ①の項目以外に、受給者番号、受給者氏名、保険者番号、被保険者記号番号及び性別についても記入すること。

(5) 公費負担者番号

本事業の実施主体である市町村を8ケタの数字で表示するもので、その8ケタの内訳は、最初の2ケタが法制番号（障害は46、高齢障害は47）、次の2ケタが都道府県番号（高知県は39）、次の3ケタが市町村番号、最後の1ケタが検証番号となっている。

なお、県内市町村の障害・高齢障害医療費公費負担者番号は別紙のとおりである。

(6) 受給者番号

受給資格認定者を7ケタの数字で表示するもので、その7ケタの内訳は、最初の6ケタが受給資格認定月日順の受給資格認定番号、最後の1ケタが検証番号となっている。

なお上記の方法によることが著しく困難である場合、独自の受給者番号の決定の仕方によることも差し支えないものとする。

(7) 受給者証の有効期限

受給者証の有効期限は、交付の日から起算して5年以内の期限を付することとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はそれぞれその定める期限までとする。

ア 療育手帳所持者にあつては18歳となる誕生日末日が、身体障害者手帳所持者にあつては65歳となる誕生月の末日（誕生日が月の初日であるときは、その属する月の前月の末日）又は75歳となる誕生日の前日が、交付の日から起算して5年に満たない場合には、その日を有効期限として交付し、以後引き続き受給資格を有する場合には、5年以内毎に更新するものとする。

イ アに関わらず、精神障害者保健福祉手帳所持者にあつては、精神障害者保健福祉手帳の有効期限を受給者証の有効期限とすること。ただし、65歳となる誕生月の末日（誕生日が月の初日であるときは、その属する月の前月の末日）又は75歳となる誕生日の前日が、精神障害者保健福祉手帳の有効期限より前に到来する場合には、その日を有効期限として交付し、

以後引き続き受給資格を有する場合には、精神障害者保健福祉手帳の有効期限に合わせて更新するものとする。

ウ 65歳以上の重度心身障害者のうち平成15年10月1日以後に助成資格の認定を受ける者にあつては、最初に到来する6月30日を有効期限として交付し、以後引き続き受給資格を有する場合は毎年6月30日を有効期限とし、7月1日に更新するものとする。

(8) 受給者証の更新及び交付

受給資格者は、受給者証の有効期限の1月前までに、障害（高齢障害）医療費受給者資格認定（変更・更新）申請書に障害の程度を示すもの、被保険者証又は組合員証、65歳以上の重度心身障害者のうち平成15年10月1日以後に助成資格の認定を受ける者については助成を受ける日の属する年度分の市町村民税の状況を証するもの、を添付して市町村長に提出し、受給資格の更新を行い認定を受けなければならない。

2 市町村長は前項に規定する書類を審査した結果、引き続き受給資格を有すると認めるときは、当該受給資格者に受給者証を交付するものとする。

(9) 福祉医療費（療養費）助成申請書は、資格取得のとき、特別な事情がない場合サンプルとして1枚交付すること。この場合、受給者台帳記号番号を記入すること。

なお、保険医療機関等の領収欄のうち保険薬局及び柔道整復師については、点数の欄には金額の記入を受けること。

6 助成の額

(1) 助成の対象となる医療費

助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担する額であつて、あくまで保険給付の上乗せであること。

したがって、社会保険各法の加入していない場合は、助成を受けることができず、また、保険給付を認められていない健康診断、予防接種、特別室への入院（差額ベット代）、薬のビン代等の容器代金、特別な歯科材料及び特定承認保険医療機関でのがんの温熱療法、レーザーによる白内障手術等の高度先進医療を受けた場合など、保険外診療分は、助成の対象とならないものであること。

また、重度心身障害者が加入している社会保険の保険者において附加給付がある場合は、附加給付部分は助成の対象とならないものであること。

(2) 助成の対象となる医療費の特例（精神科等の通院について）

精神科及び心療内科の通院に要する医療費については、原則とし

て障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）に規定する自立支援医療費（同法第8条第1項の政令で定める医療にかかるものに限る。以下、この項において同じ。）の適用を受けたものに限ること。ただし、緊急またはやむを得ないものとして市町村長が認めた場合はこの限りではない。

7 助成の期間

助成の期間は、受給資格の要件を満たすこととなった日または障害（高齢障害）医療費受給者資格認定（変更・更新）申請書の提出があった日のいずれか遅い日の属する月の初日から受給資格の要件を欠くに至った日の属する月の末日までとしている。高知県内の他の市町村から転入、また他の市町村への転出の場合、転入転出の月は2市町村での資格を取得することとなるが、この場合乳幼児医療の場合の例により関係市町村で連絡を密にし、混乱を生じないようにすること。

後期高齢医療加入者の場合、他都道府県との間で取扱いが異なる場合があるので、関係市町村で連絡を密にし、混乱の生じないようにすること。

8 助成の方法

助成の方法は、現物給付を原則にし、例外的な場合を想定して、金銭給付（療養費払い）を設けているが、次について指導運用を徹底すること。

（1）現物給付は、県内の保険医療機関等で適用され、次の取扱いをすることがその給付要件となること。

ア 受診時には、被保険者証及び受給者証を提示すること。

イ 他公費による給付（9に掲げる他に法令等による給付）を受けている場合には、「ア」に加えて当該給付における受給者証等を提示すること。

ウ 国保・国保組合以外の医療保険加入者は、「ア」の他に市町村が必要事項を記入した請求書を提出すること。

（2）療養費扱いは、福祉医療費（療養費）助成申請によって原則として次の条件のとき適用することとしているが、助成額の決定にあたり市町村国保加入者については、国保事務との協力関係を円滑にして行うこと。

ア 国民健康保険法第54条など医療保険各法が療養費扱いの場合

確認する書類として保険者から療養費支給決定通知書又はその写し、あるいは保険者の証明書を添付させること。

イ 県外で被保険者証により診察を受けた場合

助成申請書下欄にある保険診療領収書に各診療月ごとに医療機関で記入してもらうか、同項目の入った領収書を添付させること。

9 他の法令等との関連

この制度では、他に法令等による給付があるものは、他の法令を優先することになっている。

具体的には、児童福祉法第27条第1項第3号、第2項（施設等への措置）、障害者総合支援法第58条（自立支援医療）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2（入院勧告患者）、同法第37条（一般結核患者）、厚生省事務次官通知昭和49.5.14付厚生省発児第128号（小児慢性特定疾患治療研究事業）等であること。

他の法令等を優先すべきであるにも関わらず、これを優先しない場合は、助成費の支給を行わないことがあること。

10 助成費の支給制限

助成対象者が、第三者の行為によって疾病又は負傷した場合、第三者の損害賠償額を限度に助成の制限又は返還させることを想定したものであること。

11 助成費の返還

偽りその他不正行為により助成を受けた者に対し、その助成金の全部又は一部の返還を規定しているが、前記「10」の返還も含め、返還命令については、市町村の財務規則等諸規定との関連があるので、市町村の適切な方法で実施されたいこと。

12 変更申請

保護者又は保護する乳幼児及び重度心身障害者について、住所、氏名、加入社会保険等に変更があったときの申請及び受給資格が喪失する場合の受給者証及び残余の福祉医療費請求書の返還義務を規定してあること。

13 諸帳簿

台帳等については、乳幼児医療費助成制度に準じる取扱いとする。特に65歳以上の重度心身障害者であって平成15年10月1日以降に承認された者については、台帳を別途作成し毎年の更新手続等の事務処理を円滑におこなうようにするなど、適宜考慮すること。

第2 その他の事務処理について

1 医療費の審査及び支払事務

(1) 現物給付の医療費の審査及び保険医療機関への支払事務は、高知県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金高知支部へ委託する。

(2) 現物給付の医療費の支払については、高知県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金高知支部において障害者医療費を審査のうえ決定し、毎月各市町村に対して取り扱った障害者医療費及びそれに伴う審査支払手数料が請求されるものであること。

(3) 審査及び支払事務委託に伴う委託契約書については、別途指示する。

2 高額療養費制度について

(1) 各医療保険については、高額療養費制度が実施され、レセプト1件につき、受診者の負担は別表<自己負担限度額>のとおりであり、重度心身障害者医療についても、この制度の活用を図ること。

(2) 同一世帯について、同一月に2人以上がそれぞれ高額療養費の自己負担限度額以上の額を一部負担金等として支払った場合（世帯合算）の高額療養費及び同一世帯で前12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目からの自己負担限度額を越えた分にかかる高額療養費について福祉医療受給対象分にかかる額については、合算により支給される額を、それぞれの一部負担金等に応じた割合で比例按分（円以下切り捨て）することにより算定のうえ、重度心身障害児・者分に対する額を求めること。

(3) 各市町村において、同一世帯の医療費の把握が著しく困難である等により(2)により難しい場合には、重度心身障害児・者にかかる高額療養費は、世帯合算及び12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目からの高額療養費の対象として算入せずに、その他の医療費（同一世帯）から切り離して算定することとしてもやむを得ないものであること。

この場合において、事後に当該世帯に合算による高額療養費又は前12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目からの高額療養費の支給のあることが明らかとなったときは、福祉医療受給対象者分にかかる額を上記(2)により算定のうえ戻入させるものであること。

(4) 高額療養費の円滑な活用を図るため、受給権者から代理請求に要する委任状の提出を求めても、これを得られにくい場合又は代理請求の認められていない保険者から受給者へ高額療養費の支給があったとき、市町村への返還が迅速に行われていない場合には、これを得られるまでの間、当該福祉医

療受給対象者については、償還払い扱いとすることもやむを得ないものであること。

なお、高額療養費の自己負担限度額を把握するための所得証明については、1月1日現在に他の市町村に住所を有し、その後当該市町村に転入した福祉医療受給対象者にあつては、原則として、受給対象者（又は保護者）からこれを提出させるものとする。

（5）高齢障害（後期高齢者医療）の高額療養費の請求については、後期高齢者医療広域連合が所定の日に高額療養費該当者リストを各市町村へ送付するので、各市町村はそのリストから別紙第1号様式により、後期高齢者医療広域連合が別に通知する日までに請求すること。

3 重度心身障害児・者医療と乳幼児医療との関係

県の医療制度の窓口は、重度心身障害児・者医療については、障害福祉課であり、乳幼児医療については子育て支援課であつて、各市町村と県との補助金関係の事務処理は、二本立てとなること。

重度心身障害児・者医療制度についての補助金交付要綱は別途示すこと。

附 則

（施行期日）

この要領は、昭和49年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表＜自己負担限度額（月額）＞

・ 70歳未満の受診者の自己負担額（後期高齢医療の被保険者は除く）

所得区分	自己負担限度額
上位所得者	150,000円＋医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
一般	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
低所得者	35,400円

・ 70歳以上の受診者又は後期高齢医療の被保険者の自己負担額

所得区分	外来 (個人ごと)	自己負担限度額
上位所得者	44,400円	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、超えた額の1%の額を加算
一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	Ⅱ 24,600円
		Ⅰ 15,000円

別表＜自己負担限度額（月額）＞

・ 69歳以下の受診者

所得区分		自己負担限度額
ア	健保：標準報酬月額 83 万円以上 国保：旧ただし書き所得 901 万円超	252,600 円 + (医療費 - 842,000) × 1%
イ	健保：標準報酬月額 53 万円以上～79 万円 国保：旧ただし書き所得 600 万円～901 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000) × 1%
ウ	健保：標準報酬月額 28 万円以上～50 万円 国保：旧ただし書き所得 210 万円～600 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000) × 1%
エ	健保：標準報酬月額 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円
オ	住民税非課税者	35,400 円

・ 70歳以上の受診者又は後期高齢医療の被保険者の自己負担額

所得区分		自己負担限度額
上位所得者	標準報酬月額 83 万円以上/ 課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%
	標準報酬月額 53 万円以上/ 課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%
	標準報酬月額 28 万円以上/ 課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
一般	標準報酬月額 26 万円以下/ 課税所得 145 万円未満等	57,600 円 外来 18,000 円 (年 144,000 円)
低所得者	II 住民税非課 税世帯	24,600 円 外来 8,000 円
	I 住民税非課 税世帯	15,000 円 外来 8,000 円

別表＜自己負担限度額（月額）＞社会保険診療報酬支払基金

・ 69歳以下の受診者

所得区分		自己負担限度額
ア	標準報酬月額 83 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
イ	標準報酬月額 53 万円以上～79 万円	
ウ	標準報酬月額 28 万円以上～50 万	
エ	標準報酬月額 26 万円以下	
オ	住民税非課税者	

・ 70歳以上75歳未満の受診者の自己負担額

所得区分		自己負担限度額
上位所得者	標準報酬月額 83 万円以上/ 課税所得 690 万円以上	入院 57,600 円 外来 18,000 円 (年 144,000 円)
	標準報酬月額 53 万円以上/ 課税所得 380 万円以上	
	標準報酬月額 28 万円以上/ 課税所得 145 万円以上	
一般	標準報酬月額 26 万円以下/ 課税所得 145 万円未満等	
低所得者	II 住民税非課 税世帯	
	I 住民税非課 税世帯	

新	旧
<p style="text-align: center;">重度心身障害児・者医療費公費負担事業事務取扱要領</p> <p>第1 条例規則の運用及び事務処理について</p> <p>1 重度心身障害児・者 (1) 重度心身障害児・者の範囲は、<u>高知県重度心身障害児・者医療費助成事業実施要項</u>（以下、「医療費助成事業実施要綱」という。）<u>に規定する医療費助成対象者とし</u>、これらの障害の判定は、次のものによること。 したがって、4に規定する障害の程度を示すものについて次のものを添付させること。</p> <p>ア <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）</u>第15条の規定による身体障害者手帳</p> <p>イ 昭和48年9月28日付け厚生省発第156号通知による療育手帳</p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）</u>第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳</p> <p>エ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u>第15条に規定する児童相談所又は<u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）</u>第12条に規定する知的障害者更生相談所の発行する判定書</p> <p>オ 18歳未満の者については、<u>特別児童扶養手当の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）</u>第5条第1項の認定を受けたことがわかるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">重度心身障害児・者医療費公費負担事業事務取扱要領</p> <p>第1 条例規則の運用及び事務処理について</p> <p>1 重度心身障害児・者 (1) 重度心身障害児・者の範囲は、条例の別表1、別表2に規定したとおりあるが、これらの障害の判定は、次のものによること。 したがって、規則第2条第1号に規定する障害程度を証する書面について次のものを添付させること。</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳</p> <p>イ 昭和48年9月28日付け厚生省発第156号通知による療育手帳 (新設)</p> <p>ウ 児童福祉法第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所の発行する判定書</p> <p>エ 18歳未満の者については、<u>特別児童扶養手当の支給に関する法律</u>に基づく<u>（特別児童扶養）_手当証書</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 助成対象者

この制度による助成対象者は、重度心身障害児・者又はその保護者であって、次の要件を満たしている者であること。

(1) 重度心身障害児・者が市（町村）の区域内に住所を有していることとし、取り扱いについては次のア～カに留意すること。

ア 重度心身障害児がその市町村の区域内に住所を有しておれば保護者が他の市町村に住所を有していても、保護者が重度心身障害児を現に監護していると認められれば助成の対象となること。

イ 重度心身障害者が重度心身障害者の居住市町村以外の市町村国保に加入している場合は、重度心身障害者の国保加入市町村において助成の対象者として取り扱うこと。

ウ 障害者支援施設入所者（グループホーム・福祉ホーム）については、施設支援の援護の実施者（受給者証を交付している市町村）において、助成の対象者として取り扱うこと。

エ 医療機関に入院している者については、入院する前に居住していた市町村（入院前に障害者支援施設等に入所していた者は、施設支援の援護の実施者）において、助成対象者として取り扱うこと。その他の取扱いについては、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下、「国保法」という。）116条の2の取扱いに準ずること。

オ 後期高齢医療に加入している者で、国保法第116条の2の住所地特例対象施設に入院、入所又は入居（以下入院等）している者については、入院する前の市町村において、助成対象者として取り扱うこと。その他の取扱いについては、国保法第116条の2の取扱いに準ずること。

カ 「市（町村）の区域内に住所を有する」とは、住民基本台帳法により記載されている者又は外国人登録法第3条の規定により登録された者であること。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けていない者であること。

(3) ～ (4) (略)

3 助成対象者

この制度による助成対象者は、重度心身障害児・者又はその保護者であって、次の要件を満たしている者であること。

(1) 重度心身障害児・者が市（町村）の区域内に住所を有していること。

したがって、重度心身障害児がその市町村の区域内に住所を有しておれば保護者が他の市町村に住所を有していても、保護者が重度心身障害児を現に監護していると認められれば助成の対象となること。

ただし、重度心身障害者が重度心身障害者の居住市町村以外の市町村国保に加入している場合は、重度心身障害者の国保加入市町村において助成の対象者として取り扱うこと。

障害者支援施設入所者（入所更生・入所授産・療護・グループホーム・福祉ホーム）については、施設支援の援護の実施者（受給者証を交付している市町村）において、助成の対象者として取り扱うこと。

また、後期高齢医療に加入している者で、国民健康保険法116条の2の住所地特例対象施設に入院、入所又は入居（以下入院等）している者については、入院する前の市町村において、助成対象者として取り扱うこと。その他の取扱いについては、国保法116条の2の取扱いに準ずること。

また、「市（町村）の区域内に住所を有する」とは、住民基本台帳法により記載されている者又は外国人登録法第3条の規定により登録された者であること。

(2) 生活保護法の規定による扶助を受けていない者であること。

(3) ～ (4) (略)

4 受給資格の認定

医療費の助成を受けようとする者は、障害（高齢障害）医療費受給者資格認定（変更・更新）申請書に障害の程度を示すもの、被保険者証又は組合員証、65歳以上の重度心身障害者で、平成15年10月1日以後に助成資格の認定を受けようとする者は、助成を受ける日の属する年度（4月1日から6月30日までの間に当該認定を受けようとする場合にあつては、前年度）分の市町村民税の状況を証するものを添付して市町村長に提出し、市町村は内容を確認、審査し、認定することになっているが、取り扱いについては次に留意すること。

- (1) 申請書は、摘要の欄に障害の種別、その程度、手帳の番号等を申請の際に適宜記入させること。

障害区分	身体障害、知的障害、 <u>精神障害</u>
身体障害者手帳	○級、第○号（昭和○年○月○日交付）
療育手帳	A1・A2・B1・B2、第○号（昭和○年○月○日交付）
<u>精神障害者手帳</u>	<u>○級、第○号（昭和○年○月○日交付）</u>

- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び特別児童扶養手当の認定を受けたことがわかるものは、確認後は申請者に返却すること。

- (3) 9に掲げる他に法令等による給付を受けている場合は、その名称を申請の際に適宜記入させること。

- (4) 県内の他の市町村において、この制度の対象者であった者が転入後受給資格認定申請を行う場合は、前市町村において発行された規則第2条第2項に規定する認定通知書によることができるものとする。

- (5) 添付する書類について、市町村において確認できるものについてはこれを省略することができるものとする。

4 受給資格の認定

医療費の助成を受けようとする者は、障害（高齢障害）医療費受給者資格認定（変更・更新）申請書に障害の程度を示すもの、被保険者証又は組合員証、65歳以上の重度心身障害者で、平成15年10月1日以後に助成資格の認定を受けようとする者は、助成を受ける日の属する年度（4月1日から6月30日までの間に当該認定を受けようとする場合にあつては、前年度）分の市町村民税の状況を証するものを添付して市町村長に提出し、市町村は内容を確認、審査し、認定することになっているが、事務に当り次のことを留意すること。

- (1) 申請書は、乳幼児と共通に使用する様式となっているが、重度心身障害児・者の場合には、摘要の欄に障害の種別、その程度、手帳の番号等を申請の際に適宜記入させること。

障害区分	身体障害、知的障害
身体障害者手帳	○級、第○号（昭和○年○月○日交付）
療育手帳	A1・A2・B1・B2、第○号（昭和○年○月○日交付）

- (2) 身体障害者手帳、療育手帳及び(特別児童扶養) 手当証書は、確認後は申請者に返却すること。

(新設)

- (3) 県内の他の市町村において、この制度の対象者であった者が転入後受給資格認定申請を行う場合は、前市町村において発行された規則第2条第2項に規定する認定通知書によることができるものとする。

(新設)

5 受給者証の交付等

受給資格が認定された者に対しては、受給資格認定通知書、障害医療費受給者証又は高齢障害医療費受給者証及び療養費助成申請書を交付することとしているが、次のことに留意すること。

(1) ～ (2) (略)

(3) 受給者証は、保険医療機関等での受診時に掲示するものであること。また、9に掲げる他に法令等による給付を受けている場合は、当該給付にかかる受給者証等と併せて提示するよう指導すること。

(4) ～ (6) (略)

(7) 受給者証の有効期限

受給者証の有効期限は、交付の日から起算して5年以内の期限を付することとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はそれぞれその定める期限までとする。

ア 療育手帳所持者にあつては18歳となる誕生日末日が、身体障害者手帳所持者にあつては65歳となる誕生日の末日（誕生日が月の初日であるときは、その属する月の前月の末日）又は75歳となる誕生日の前日が、交付の日から起算して5年に満たない場合には、その日を有効期限として交付し、以後引き続き受給資格を有する場合には、5年以内毎に更新するものとする。

イ アに関わらず、精神障害者保健福祉手帳所持者にあつては、精神障害者保健福祉手帳の有効期限を受給者証の有効期限とすること。ただし、65歳となる誕生日の末日（誕生日が月の初日であるときは、その属する月の前月の末日）又は75歳となる誕生日の前日が、精神障害者保健福祉手帳の有効期限より前に到来する場合には、その日を有効期限として交付し、以後引き続き受給資格を有する場合には、精神障害者保健福祉手帳の有効期限に合わせて更新するものとする。

5 受給者証の交付等

受給資格が認定された者に対しては、受給資格認定通知書、障害医療費受給者証又は高齢障害医療費受給者証及び療養費助成申請書を交付することとしているが、次のことに留意すること。

(1) ～ (2) (略)

(3) 受給者証は、保険医療機関等での受診時に掲示するものであること。

(4) ～ (6) (略)

(7) 受給者証の有効期限

受給者証の有効期限は、交付の日から起算して5年以内の期限を付することとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はそれぞれその定める期限までとする。

ア 重度心身障害児にあつては18歳となる誕生日末日が、18歳以上の重度心身障害者にあつては65歳となる誕生日の末日（誕生日が月の初日であるときは、その属する月の前月の末日）又は75歳となる誕生日の前日が、交付の日から起算して5年に満たない場合には、その日を有効期限として交付し、以後引き続き受給資格を有する場合には、5年以内毎に更新するものとする。

(新設)

ウ 65歳以上の重度心身障害者のうち平成15年10月1日以後に助成資格の認定を受ける者にあつては、最初に到来する6月30日を有効期限として交付し、以後引き続き受給資格を有する場合は毎年6月30日を有効期限とし、7月1日に更新するものとする。

(8) (略)

(9) (略)

6 助成の額

(1) 助成の対象となる医療費

助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担する額であつて、あくまで保険給付の上乗せであること。

したがつて、社会保険各法の加入していない場合は、助成を受けることができず、また、保険給付を認められていない健康診断、予防接種、特別室への入院（差額ベット代）、薬のビン代等の容器代金、特別な歯科材料及び特定承認保険医療機関でのがんの温熱療法、レーザーによる白内障手術等の高度先進医療を受けた場合など、保険外診療分は、助成の対象とならないものであること。

また、重度心身障害者が加入している社会保険の保険者において附加給付がある場合は、附加給付部分は助成の対象とならないものであること。

(2) 助成の対象となる医療費の特例（精神科等の通院について）

精神科及び心療内科の通院に要する医療費については、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）に規定する自立支援医療費（同法第8条第1項の政令で定める医療にかかるものに限る。以下、この項において同じ。）の適用を受けたものに限ること。ただし、緊急またはやむを得ないものとして市町村が認めた場合はこの限りではない。

イ 65歳以上の重度心身障害者のうち平成15年10月1日以後に助成資格の認定を受ける者にあつては、最初に到来する6月30日を有効期限として交付し、以後引き続き受給資格を有する場合は毎年6月30日を有効期限とし、7月1日に更新するものとする。

(8) (略)

(9) (略)

6 助成の額

助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担する額であつて、あくまで保険給付の上乗せであること。

したがつて、社会保険各法の加入していない場合は、助成を受けることができず、また、保険給付を認められていない健康診断、予防接種、特別室への入院（差額ベット代）、薬のビン代等の容器代金、特別な歯科材料及び特定承認保険医療機関でのがんの温熱療法、レーザーによる白内障手術等の高度先進医療を受けた場合など、保険外診療分は、助成の対象とならないものであること。

また、重度心身障害者が加入している社会保険の保険者において附加給付がある場合は、附加給付部分は助成の対象とならないものであること。

(新設)

7 助成の期間

助成の期間は、受給資格の要件を満たすこととなった日または障害（高齢障害）医療費受給者資格認定（変更・更新）申請書の提出があった日のいずれか遅い日の属する月の初日から受給資格の要件を欠くに至った日の属する月の末日までとしている。高知県内の他の市町村から転入、また他の市町村への転出の場合、転入転出の月は2市町村での資格を取得することとなるが、この場合乳幼児医療の場合の例により関係市町村で連絡を密にし、混乱を生じないようにすること。

後期高齢医療加入者の場合、他都道府県との間で取扱いが異なる場合があるので、関係市町村で連絡を密にし、混乱の生じないようにすること。

8 助成の方法

助成の方法は、現物給付を原則にし、例外的な場合を想定して、金銭給付（療養費払い）を設けているが、次について指導運用を徹底すること。

（1）現物給付は、県内の保険医療機関等で適用され、次の取扱いをすることがその給付要件となること。

ア 受診時には、被保険者証及び受給者証を提示すること。

イ 他公費による給付（9に掲げる他に法令等による給付）を受けている場合には、「ア」に加えて当該給付における受給者証等を提示すること。

ウ 国保・国保組合以外の医療保険加入者は、「ア」の他に市町村が必要事項を記入した請求書を提出すること。

（2）（略）

7 助成の期間

助成の期間は、受給資格の要件を満たすこととなった日の属する月の初日から受給資格の要件を欠くに至った日の属する月の末日までとしている。高知県内の他の市町村から転入、また他の市町村への転出の場合、転入転出の月は2市町村での資格を取得することとなるが、この場合乳幼児医療の場合の例により関係市町村で連絡を密にし、混乱を生じないようにすること。

後期高齢医療加入者の場合、他都道府県との間で取扱いが異なる場合があるので、関係市町村で連絡を密にし、混乱の生じないようにすること。

8 助成の方法

助成の方法は、現物給付を原則にし、例外的な場合を想定して、金銭給付（療養費払い）を設けているが、次について指導運用を徹底すること。

（1）現物給付は、県内の保険医療機関等で適用され、次の取扱いをすることがその給付要件となること。

ア 受診時には、被保険者証及び受給者証を提示すること。

（新設）

イ 国保・国保組合以外の医療保険加入者は、「ア」の他に市町村が必要事項を記入した請求書を提出すること。

（2）（略）

9 他の法令等との関連

この制度では、他に法令等による給付があるものは、他の法令を優先することになっている。

具体的には、児童福祉法第27条第1項第3号、第2項（施設等への措置）、障害者総合支援法第58条（自立支援医療）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2（入院勧告患者）、同法第37条（一般結核患者）、厚生省事務次官通知昭和49.5.14付厚生省発児第128号（小児慢性特定疾患治療研究事業）等であること。

他の法令等を優先すべきであるにも関わらず、これを優先しない場合は、助成費の支給を行わないことがあること。

10～13 （略）

第2 その他の事務処理について

1～2 （略）

3 重度心身障害児・者医療と乳幼児医療との関係

県の医療制度の窓口は、重度心身障害児・者医療については、障害福祉課であり、乳幼児医療については子育て支援課であって、各市町村と県との補助金関係の事務処理は、二本立てとなること。

重度心身障害児・者医療制度についての補助金交付要綱は別途示すこと。

附 則 （略）

附 則

（施行期日）

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

9 他の法令等との関連

この条例では、他に法令等による給付があるものは、他の法令を優先することになっている。

具体的には、児童福祉法第27条第1項第3号、第2項（施設等への措置）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条（自立支援医療）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2（入院勧告患者）、第37条（一般結核患者）、厚生省事務次官通知昭和49.5.14付厚生省発児第128号（小児慢性特定疾患治療研究事業）等であること。

他の法令を優先した場合に、費用徴収基準表に基づく自己負担金は、いったん医療機関に支払わせ、後日療養費払いをすること。

10～13 （略）

第2 その他の事務処理について

1～2 （略）

3 重度心身障害児・者医療と乳幼児医療との関係

県の医療制度の窓口は、重度心身障害児・者医療については、障害福祉課であり、乳幼児医療については健康対策課であって、各市町村と県との補助金関係の事務処理は、二本立てとなること。

重度心身障害児・者医療制度についての補助金交付要綱は別途示すこと。

附 則 （略）

新設